

# 福島県総合計画審議会 議 事 録

日 時 令和2年10月28日(水)  
10時00分～12時00分

場 所 ホテル福島グリーンパレス  
2階 瑞光

福島県総合計画審議会事務局

## 1 出席者

### (1) 総合計画審議会委員 計 24 名

樋口葉子委員、川崎興太委員、渡部美加委員、横田純子委員、今野泰委員、西崎芽衣委員、和田佳代子委員、酒井美代子委員、菅野孝志委員、松本秀樹委員、轡田倉治委員、橋本直子委員、前澤由美委員、小林清美委員、立谷秀清委員、佐藤淳一委員、安斎康史委員、小野広司委員、塩谷弘康委員、岩崎由美子委員、伊藤江梨委員、南雲勇多委員、長林久夫委員、岩瀬次郎委員

※下線の委員はリモート形式による参加

### (2) 福島県 計 28 名

総務部政策監、危機管理部政策監、企画調整部企画調整課主幹、避難地域復興局次長、文化スポーツ局次長、生活環境部生活環境総務課企画主幹、保健福祉部保健福祉総務課長、こども未来局次長、商工労働部政策監、観光交流局次長、農林水産部農林企画課企画主幹、土木部土木総務課企画主幹、出納局次長、企業局次長、病院局次長、教育庁政策監、教育庁教育総務課企画主幹兼副課長、警察本部警務部企画官、県北地方振興局次長、県中地方振興局企画商工部主幹兼副部長兼地域づくり・商工労政課長、県南地方振興局企画商工部副部長兼地域づくり・商工労政課長、南会津地方振興局次長兼企画商工部長

(土地利用計画法 関連 5 法担当)

自然保護課長、農業担い手課長、農業担い手課主任主査、森林計画課主幹、森林保全課主幹兼副課長、都市計画課副主査

### (3) 事務局 計 6 名

企画調整部長、企画調整部福島イノベーション・コースト構想推進監兼政策監兼企画推進室長、復興・総合計画課長、復興・総合計画課主幹（総合計画担当）、復興・総合計画課主幹（土地・水調整担当）、復興・総合計画課主幹兼副課長（地方創生担当）

## 2 内 容

### (1) 議事

①福島県総合計画の進行管理について

②新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子等について

### (2) 報告

福島県土地利用基本計画の一部変更について

## 3 発言者名、発言内容

次のとおり

事務局（山田主幹）

## ——開 会——

本日は、御多忙のところ福島県総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部復興・総合計画課の山田でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に先立ち、新任の委員の皆様を御紹介いたします。お手元の総合計画審議会委員の出席者名簿を御覧ください。

16番 福島県医師会副会長 木村守和委員

19番 福島県町村会会長 佐藤淳一委員

20番 福島民報社編集局長 安齋康史委員

以上3名の皆様につきまして、前任者の退任に伴い新たに委嘱しておりますのでお知らせいたします。

また、今回、総合計画審議会では初めての試みとなりますが、一部の委員の皆様にはリモート形式で御参加いただいております。進行に不慣れな点等があるかと思いますが、円滑に進むよう努めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから福島県総合計画審議会を開催いたします。

## ——あいさつ——

事務局

初めに企画調整部長の橘よりごあいさつ申し上げます。

企画調整部長

企画調整部長の橘でございます。皆様、本日は大変お疲れさまでございます。総合計画審議会の開催にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中御出席をいただき、また、今回、初めての試みですが、リモートでの御出席もいただきまして誠にありがとうございます。日頃より県政の推進に多大なる御理解と御協力をいただいております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

本日は、今年の2月に開催した審議会以来9か月ぶりの審議会の開催であります。この9か月の間、新型コロナウイルス感染症の拡大により県民生活や県内経済は非常に深刻な影響がもたらされるとともに、これまでの常識や価値観、社会生活の変容といった大きな課題に直面しております。このため、2月まで御議論いただいております新たな総合計画につきましては、改めて来年の9月県議会での策定を目指すこととし、今年の12月県議会での策定から延期をさせていただいております。この審議会においても年内に改めて再開をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、今年度で終期を迎えます現行計画「ふくしま新生プラン」の進行管理及び新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子等について御議論いただく予定であります。現行計画の進行管理につきましては、地域懇談会でいただいた御意見や県内の現況等をもとに、本県が進める各施策について庁内で課題や

今後の方向性などをまとめさせていただきました。委員の皆様には事前に資料をお送りし、御意見もいただいております。この評価調書を参考としつつ、さまざまなお立場から御意見、御発言をいただきまして、次年度の予算や事業の構築につなげてまいりたいと考えております。

また、新たな国土利用計画・土地利用基本計画につきましては、今年2月に開催した第2回検討部会で審議された計画の基本的な考え方の方向性や構成等について、長林部会長と事務局から報告させていただきます。

皆様には、それぞれの専門分野から忌憚のない御意見をいただき、御協力いただきますよう、どうぞよろしく申し上げます。

事務局

続きまして、福島県総合計画審議会の岩崎会長からごあいさつをお願いいたします。

岩崎会長

皆さん、おはようございます。岩崎でございます。議事に入ります前にごあいさつをさせていただきます。

先ほどお話しいただきましたけれども、今日は昨年7月から数えて4回目の審議会で、実は皆様と今日こうして顔を合わせることができたのは9か月ぶりとなります。本当に対面式のこういう会議ができたことは大変うれしいですが、また一方で、新しい生活様式対応ということで、オンラインの会議に初めてチャレンジすることとなりました。いろいろ御不便をおかけするかもしれませんが、御協力をよろしくお願いいたします。

次期の総合計画につきましては、少し立ち止まるということになったわけですが、昨年以來、次期総合計画は県民と生活者に寄り添った計画にしていこうということで丁寧に話し合いを進めていって、初めての試みである県民参加型のワークショップを取り入れていまして、できるだけ県民の声を取り入れた計画にしていこうということで進めてまいりました。

今般、新型コロナ感染拡大問題が起きまして、新たな生活様式が提起されました。これから大きく社会・経済のあり方も変わっていくだろうということが予想されてくる中で、今、やはり県民が直面している新しい問題や不安、そういったものを置き去りにしたまま、きれいな計画をつくるよりは、しっかりコロナ問題から生じた新たな課題を把握した上で、それに対して、では、どういう形で解決に向かっていくのか、どういう取組が新しく求められるのかといったことを、生活者の目線できちんと議論していくことが本当に必要になっていくと。そういうことで、少し時間を取って県民に寄り添った総合計画づくりを進めていけたらというふうに考えております。

今回のコロナ問題で、改めて、行きすぎたグローバル経済であるとか、あるいは大都市一極集中型の社会・経済のあり方、それをもう一度見直す必要があるよねという問題提起がなされているような気がします。そういった中で、福島のように地方の良さとか地方ならではの特徴とか、あるいはいろいろな自然との共生とか暮らし方とかそういった、これまで大都市を中心に形成されてきた価値観とは違う価値観がこれから非常に大事になってくるという気がしております。その意味でも、これからの希望あふれる福島づくりに向けて、そういった新しい価値

観を捉えた計画づくりを、さらに元気を出して進めていければと考えておりますので、どうぞ皆様、よろしく御協力をお願いいたします。

——議 事——

事務局

次第3の議事に入ります。これ以降の進行は岩崎会長にお願いしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

岩崎会長

それでは、次第の3、議事に入ります。ここから私が議事の進行を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして定足数の確認を行います。本日は、委員現員29名中、リモートで参加の委員も含め24名が出席しておられますので、本審議会は有効に成立しております。

続きまして、議事録の署名人を2名選びたいと思います。私から議事録署名人を御指名申し上げてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議事録署名人を御指名申し上げます。お一人は橋本委員、もうお一人は安齋委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の構成について申し上げます。福島県町村会の小椋前会長が委員を退任され空席となっておりましたところ、後任として佐藤会長が委員に就任されましたので、福島県総合計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、会長の私から後任の佐藤委員を部会委員に指名させていただきます。佐藤委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

佐藤委員

よろしく申し上げます。

岩崎会長

それでは議事に入りたいと思います。議事(1)福島県総合計画の進行管理についてです。事務局から説明をお願いします。

復興・総合計画課長

皆さん、おはようございます。復興・総合計画課長の佐藤でございます。それでは、私のほうから御説明させていただきます。

議事1、福島県総合計画の進行管理についてでございます。初めに、この進行管理の目的についてでございますが、毎年、総合計画の進捗状況を確認し、次年度予算の事業構築につなげるために実施するものでございます。総合計画に定めます分野の現状と、対応する施策や取組を分析し、課題や必要な施策等について県各部局の自己評価と審議会からの外部評価を実施しております。

お手元の資料1についてでございます。資料1につきましては、現行計画「ふくしま新生プラン」の内容と進行管理のサイクルについて記載してございます。なお、関連するところがございますが、参考資料1というものもございまして御覧いただければと思います。こちらにつきましては、昨年度の審議会での御意見を踏まえた結果、今年度どのように、事業構築が行われたかをまとめた資料となっております。

続きまして、今年度の県庁内での自己評価をまとめたものが資料2になります。こちらが政策分野別の評価調書、資料3が地域別の評価調書となっております。関連しまして参考資料2の資料一覧と参考資料3の地域懇談会結果概要は調

書を作成するための基礎資料となっておりますので、併せて御覧いただければと思います。そして、資料4につきましては、委員の皆様から資料2及び3について事前にいただいた御意見と、その意見に対する県の回答をまとめたものとなっております。資料の構成はこのようになっております。

それでは、資料1に戻ります。資料1については従前と基本的な考え方は同じでございますが、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきます。

資料上部でございますが、今年度が最終年度となっております「ふくしま新生プラン」についてでございます。現在の計画は、基本目標として「夢、希望、笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本理念としまして、「人・地域」を礎に、「活力」「安全と安心」「思いやり」の3つの柱の下、施策を進めてまいりました。

次に、現在の復興計画とこの総合計画の関係を右下のところで御説明申し上げます。復興計画は震災・原発事故からの復旧・復興に特化させて重点プロジェクトをまとめた計画となっております。両計画の関係につきましては、下の図のとおり、総合計画に掲げる22の政策分野のうち主要な施策をプロジェクトとして整理しておりますが、復興計画において10の重点プロジェクト、そして、別に作成しております「ふくしま創生総合戦略」におきまして、人口減少・高齢化対策プロジェクトを総合計画に包括する形をとっております。

裏面を御覧ください。進行管理の具体的な進め方についてでございます。左上の施策の推進、青い部分になりますが、そこから、自己評価、審議会評価を経て、次年度の事業構築につながるPDCAサイクルを回していくこととしております。また、その下になりますが、3の地域懇談会のとおり、県内7地域で開催する地域懇談会を8月から9月に開催いたしまして、県民の皆様の見解を伺いつつ、庁内で各施策を評価し、今回、配付の評価調書にまとめております。

なお、例年、審議会委員の皆様にも御参加いただいておりますこの地域懇談会ですが、今年度は新型コロナウイルス感染症に十分に配慮する必要がございます。振興局によってはウェブ会議や書面開催とさせていただくところがございます。その関係上、委員の皆様への御参加についても御案内を控えさせていただきます。

次に、個別の施策の評価に関する資料について御説明します。既に皆様には事前に御覧いただいておりますので、全部の説明は省略させていただきますが、この資料の構成について御説明申し上げます。

皆様、資料2を御準備いただきたいと思います。こちらの2ページ目を御覧ください。例といたしまして、22の主要施策のひとつ、「子ども・子育て」について御説明いたします。まず、この分野に関する目標としまして、安心して出産できる環境づくり、日本一安心して子育てできる環境づくり、結婚を支援する仕組みづくりの3つを記載しております。

その下に、分野を代表する指標を記載しており、ここでは合計特殊出生率、それから保育所入所待機児童数を記載しております。その下には指標の現状に基づく評価及び分析となっております。

ページの中段から下にかけては施策の目標を実現するための主な取組を記載しておりまして、ここでは、例えば結婚から子育てまでみんなで支える環境整備の内容を箇条書きで示しております。さらに、最下段には、これらの現状分析を踏まえたこの分野における主な課題と今後の方向性を整理しております。ここでは、例えば結婚から子育てまでの切れ目ない支援の継続と県民全体で応援する気運の醸成等の方向性を記載しているところでございます。

これに対しまして、資料4をお開きいただき、各委員からの意見でございます。資料4の1ページ目をお開きください。「子ども・子育て」に関しましては渡部委員から御意見をいただいております。具体的には左の欄になりますが、「子育ては母親がやらなければならないという考え方がまだまだ多い」との御指摘とともに、「男性の子育て参画等の推進の県の取組と、その結果、どれだけの方が参加しているのか知ってもらう必要」といった御指摘をいただいております。これに対して右側の欄に担当部局の考えを掲載させていただいている、こういった構成になっております。そして、このように事前にいただきました御意見及び本日この会議でいただきます御意見を踏まえまして、令和2年度の施策取組状況評価に関する意見書（案）として整理していただく考えでございます。

続きまして、資料3に移らせていただきます。資料3、地域別評価調書、2～3ページを見開きで御覧ください。こちら県内7方部別の代表的な取組の進捗状況と、こうした取組を踏まえた地域の主な課題、地域懇談会、地域住民の御意見、それから今後の方向性を掲載しております。

これに対しまして、資料4の9ページになりますが、こちらには委員の皆様からいただいた御意見と、それに対する県の考え、例えば岩瀬委員からいただいた御意見をもとに、既に修正を反映させている内容についても記載しております。本日いただきます御意見をもとに、本年度評価調書（案）への追加・修正を進めてまいりたいと考えております。

そして、資料4になりますが、審議会委員の事前意見といたしまして、これまで御説明いたしました資料2・3を事前に送付いたしまして、皆様からいただいた意見と県としての回答、それから考え方のほうを一覧にまとめたものというふうになっております。

今回は全部で25件の御意見をいただいております。本当にありがとうございます。各分野、各地域に対する御意見は、本日いただく御意見も含めて個別に検討・対応させていただきたいと考えております。なお、簡単に御紹介させていただきますが、まず、政策の4つの柱ごとにいただいた意見の数としては、「人と地域」で4件、「活力」のところで5件、「安全・安心」で5件、「思いやり」で3件、「地域別」で3件、その他5件と、ほぼ満遍なくいただいております。

皆様の意見を簡単に御紹介しますが、「人と地域」につきましては、まず1ページ目にあります子育ての男性参画について渡部委員からいただいております。それから、2ページ目を開いていただきますと、学習の質の向上に必要なこととして、基本を身につけることについて酒井委員からいただいております。それから、文章理解につながる国語教育の重要性と、スマホ否定ではなく、それを前提

とした教育が必要だという意見を小野委員からいただいております。3ページですが、NPO運営の安定化と小中学生の参加機会について渡部委員からいただいております。

続きまして、「活力」につきましては、3ページの下の方になりますが、中小企業の技術や経験を活用した事業承継の必要性について今野委員からいただいております。それから次のページ、4ページ目でございますが、福島イノベーション・コースト構想のしっかりとした位置づけと、医療関連産業の取組のしっかりした実現について岩瀬委員からいただいております。それから5ページ目ですが、太陽光発電と景観のバランスについて和田委員から、併せて、コロナ禍によるテレワーク等の新たなライフスタイルを備えた成長、持続可能性について今野委員からいただいております。

続きまして、「安全・安心」につきましては6ページでございます。幅広い健康管理課題に対する戦略的な指標ということで小野委員からいただいております。併せまして、医師不足の現状と具体的な施策について伊藤委員からの御指摘がございます。続きまして7ページですが、風評対策といたしまして「安全が消費者に伝わるようにすべき」という酒井委員からの御指摘がございます。それから、「食品基準の見直しを図るべき」という小野委員からの御指摘がございます。避難所運営に関する県の指導力の発揮ということで、これも小野委員からいただいております。

続きまして、「思いやり」につきましては8ページ目になります。8ページに自然学習の取組の見直しということで酒井委員からいただいております。令和元年度に森林づくり意識醸成活動の参加人数が減った理由ということで和田委員からいただいております。その下ですが、福島議定書に参加しやすい取組について酒井委員から御指摘をいただいております。

続きまして、9ページ目が地域別になっておりますが、すべて会津地域についてでありまして、岩瀬委員から2点、安斎委員から1点いただいております。

その他及び自由意見につきましては、10ページ目に「評価が部分的なので、指標以外の評価検証が薄い」という御指摘を伊藤委員からいただいております。それから11ページですが、大規模災害や非常事態を想定した計画の柔軟性の担保について岩瀬委員からいただいております。併せまして、震災後にできた世界レベルの産業拠点の施策・計画上の打ち出しについて岩瀬委員からいただいております。意見が分かれる課題に対する県の立場について小野委員からいただいております。最後に、復旧・復興が道半ばであるということを立谷委員からいただいております。

以上の御意見に、本日いただきます御意見も含めまして、御意見は真摯に受け止めまして進行管理及び次期計画策定につなげてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

最後に、参考資料の説明をさせていただきます。参考資料1についてでございます。こちらにつきましては、昨年度、審議会からの御意見を会長から知事へ意見具申していただき、その意見を踏まえて本年度の事業構築にどのように反映し

たかを示したもので、先ほど御説明したものでございます。左上の「人と地域」のところを例に申し上げますと、まず、審議会からいただきました意見を要約して記載させていただいております。そして、いただいた意見を踏まえて、各部署、全庁的に県の対応方針を検討しまして今年度の施策に反映させていただいております。「安心して子どもを生み育てられる環境の整備」の中では、保育の質の向上に向けた保育設備及び保育従事者への支援の充実が必要だろうということ踏まえて、県の対応方針を定め、保育環境の向上のために事業を新規で立ち上げたというような流れを目に見える形に整理させていただいた資料になっております。

次に参考資料2でございますが、先ほどの政策分野別の評価調書作成のための基礎資料としまして、総合計画の主要施策に掲げる指標の達成状況を一覧にまとめたものでございます。それぞれ実績と目標に対しての達成状況を整理しております。

1 ページ目を御覧いただきますと総括表が載っております、A、B、C、D の評価別の主な指標や全体の構成比等をお示ししております。今年度の実績についてはまだ年度途中のため確定していないものも多くありますが、イベントなどの参加者数や県営施設への来館者数等は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に下降してしまうのではないかと推察されます。

最後に参考資料3について御説明申し上げます。先ほど御説明いたしました地域懇談会について、県民代表の意見発表者の皆様からそれぞれの地域におけるさまざまな取組や課題について御意見をいただいております。その概要と各地域ごとの主な意見をまとめたものがこの地域懇談会結果概要となっております。

議題1につきましての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

ありがとうございます。資料1から4まで御説明をいただきました。総合計画の進行管理の方法については、まず県のほうで施策を評価し、調書にまとめ、その調書を審議会場で審議するという流れになっております。たくさん資料が出てまいりましたが、委員の皆様には事前に資料の送付があり、目を通していただいております。御意見、御質問がありましたらお願いしたいと思います。なお、リモートで御参加の委員は、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いしたいと思います。順番に御指名しますので、それから御発言をよろしく申し上げます。いかがでしょうか。

おはようございます。ふくしま子育て支援ネットワークの代表をしております樋口です。よろしく申し上げます。

まず最初、資料2の2ページ目の「子ども・子育て」のところ、前もって資料をいただいたのでよく見せていただいたのですが、一番下の課題のところですね。課題のところの左側の「結婚や出産、子育てを考えている方が安心して実現できる環境」という表現が、何を実現するのかなと、主語というか、ここが抜けているのかなと思いました。「結婚から子育てまでの切れ目のない支援」というのは、当然、継続するということですが、現在、県のほうでやっていらっしゃる結婚・子育て応援センターですね、そちらのほうにも数年前に私どもの団体で加

岩崎会長

樋口委員

わった経緯があるんですが、その辺、たぶん5年ぐらい経つと思うんですが、そんなに進展というか、あまり見えてこないかなというのがあるので、ちょっと見直してですね、ここの課題と方向性について、次の計画に入ってくるかと思うんですが、見直しをぜひしていただければと思います。

それと、もう1点、18ページの「原子力災害対策」の代表的な取組の「環境回復プロジェクト」ですね。4つある下の右下の放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業というところで、現在、新聞等々で連日のように話題になっております処理水の海洋放出の問題につきまして、やはり、県としてどうなのというのが、私、こんなに一生懸命に毎日ずっと新聞を、今日はどんなのが載っているのかを見たことはそうそうないんですが、やはり県としての姿が見えてきていないかなということ、やはり周りの方にお伺いしても、「福島県としてはどうなんだよ。知事はどんな感じなんだよ」とか、もうちょっと強く福島県として出てもいいのかなというふうに思いますので、この辺の、「国による」というのが書いてありますけれども、県としても方向性として、強く国に要請していくとか、そういったもうちょっと強調した形のことにしていかないと、2年後には排出されてしまうということのようなので、その辺についてももうちょっと課題として強く入れていただければと思います。

以上です。

ありがとうございます。では、事務局、お願いします。

事務局のほうからお話し申し上げます。まず1点目の「安心して」のところですが、確かに主語述語の関係、こちらのほうは担当部局のほうと話をしてみたいと思います。必要があれば、担当部局のほうからフォローしてもらえたらと思います。

それから、2つ目のお話が、実は先ほどの資料4の24番、11ページ目に小野委員からも同様の御指摘をいただいております。先ほどの問題もそうですが、多岐にわたる前例のない課題につきまして、やはり我々としましては現場主義に基づいて市町村の意見を丁寧に向うということが基本だと思っていて、国・県・市町村の役割分担と連携ということを基本にして、県としましても県民の立場に立って必要な対策を進めるということが大事なわけでありまして、併せて国には、ここが重要だと思いますが、国には最後まで復興を成し遂げられるよう責任ある対応を求めていくというようなスタンス、ここは出すべきではないのかなと思っております。

個別のところは、なかなか難しいところではあるのですが、非常に難しい課題で、とにかく福島復興再生特別措置法のほうにも「国の責務」というのが明記されてございますので、そういったところをしっかりと求めつつということになるのかと思います。担当部局のほうで何かありますでしょうか。

こども未来局次長の長塚と申します。お世話になります。

ただいま委員の御指摘の中でふくしま結婚・子育て応援センターの動きがなかなか見えないのではないかという御意見を頂戴いたしました。私ども、子育て支援、さらには少子化対策に取り組んでおりますが、昨今のコロナの状況におきま

岩崎会長

復興・総合計画課長

こども未来局

して、なかなか結婚、それから婚活活動が活発にできないという状況がございます。その状況を受けまして、私どもといたしましてはオンラインの婚活を進めておりまして、その中でオンライン婚活応援サイトの「仕合わせ福島」というものを立ち上げました。この中でたくさんの機会を、今回、オンライン婚活を進めてまいりたいというふうに考えています。

また、同じくふくしま結婚・子育て応援センターの中で「はび福なび」という、これもお見合いのマッチングシステムでありますけれども、これにつきまして、現在、会員数が、男性が800人程度、女性が350人程度ということで、女性がなかなか少ない状況がございますので、今、キャンペーンをやっております、一人でも多くの方に「はび福なび」に入っていただくよう努力をしているところでございます。今後ともしっかりと対応してまいりたいと思います。

以上です。

ありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。御意見はございませんでしょうか。

市長会長でございます。全体的に見てよく詰められているなという感想を持っています。ただ、地方の立場で、全体的、総括的なことを申しますと、この新生プランの方向性は、やはり福島県が持続可能な地域社会であるために、いろいろ知恵を絞って政策にしていこうと、県庁を中心に県民みんな努力していこうと、方向性はそういうことだと思いますね。そこで考えていって、多岐にわたるんですけども、私のほうから2点御指摘の上、皆さんに考えていただきたいことです。

先ほど、子育てについて、結婚から子育てまで切れ目のない支援をするというお話がございました。ですが、その前にちょっと立ち止まって考えなくてはいけないのは、さっき、お見合いの話がありましたけれども、福島県の場合、合計特殊出生率は全国平均より高いですね。ですから、私は基本的には子育てしやすい環境としては少なくとも一定のレベルにはあると。それで済んでいるというわけではありませんけれども。

もうひとつは、完結出生力という言葉がある。つまり結婚した人が離婚しなかった場合、何人子どもを産むか。完結出生力と合計特殊出生率はだいたい0.6ぐらい開いていますけれども、この差は何かというと未婚なんですね。その未婚の原因を探っていって、それをなんとかしなければいけないということになるんですけども、結婚の条件として、特に、一方的ではないですが、問題になったのが男性の所得なんですね。300万がひとつの壁だといわれるんです。これは男性の所得と婚姻率をグラフにしますと面白いぐらい比例相関するんですよ。そこからいうと、別な見方として、女性は年収300万以下の男性を選択しないという傾向があります。それかできないのかもしれない。そうすると、私は女性がかわいそうだと思うんですよ。競争率が1.6倍なんですから、最初から。結婚の対象になる男性は3分の2しかいないんです。そうすると女性も大変だろうと。

どういうことかという、例えば最低賃金でずいぶんこの前、喧々諤々の議論がありましたけれども、東京の最低賃金が高くて地方が安いと、これは企業の皆

岩崎会長

立谷委員

さんの問題もありますけれども、やっぱり東京一極集中は止まらないですよ。所得をどうやって上げようかというのも、これは結婚を決意するという意味で、少子化に対して、まず結婚させられるような社会の取組が必要。

その次ですね、結婚した場合に、子育ての話がありましたけれども、子育ての環境が整っていれば婚姻が進むのかというと、それだけではなくて、所得も当然ありますが、もうひとつ、これは大変なことではあるんですけども、お産ができる施設が少なくなっているんですね。ちなみに、私の相馬市では、最近、産婦人科の先生が、「もう疲れた、年も年だ」と辞めたんですよ。産婦人科の出産の機会のあり方という問題になりますが、これは別な意味で医師偏在の問題とも関連してくるんです。

ですから、医師偏在というのは一般的に、例えば救急車が来たときに、その救急車がすんなり入れられる先生がいるところに行きますけれども、例えば結婚・出産というようなことを考えていったとき、産婦人科の廃止というのは極めて大きくなる。これは、ここで議論して済むことではありませんけれども、そのことがちょっと書いてなかったのも、私は当然、視野に入れて考えなくてはならない問題だと思っています。この点に若干注力というか注目していただきたい。

それから、今、放射能の話がありました。これはここにいる委員の皆さんに私から情報提供したいと思うんですけども、東京の三菱総研が東京都の人 1,000 人に去年アンケート調査をやりました。その3年前にもやったんです。どういうことを聞いたかという、「福島県の子どもたちが、将来、遺伝的に問題を残す可能性があると思うかどうか」という質問です。これは非常に厳しい質問ですね。答えるほうもよく答えてくれるものだと思うんですが、「大いにあるだろう」というのが 13%、「たぶんあるだろう」というのは 37%、合計で 50% もの人が何らかの心配があるのではないかというふうに考えている。これは、私は福島県の県民として、子どもや孫を抱える身として極めて不愉快だったんですね。不愉快で、なおかつ大事な問題だと思っています。その話は、震災であり、子どもたちの内部被ばく、外部被ばく、全部調べたんですけども、将来、彼らと結婚するときに文句をつけられたら証明書として出してやろうと思ってずっと調べてきているんですよ。この問題について、ひとつの御提言になるんですが、それを考えていただきたいんですけども、私は、大臣にずっと言ってきたんです。放射能の問題を高校入試に出してくれ、高校入試に出せば、若干のというか、ある程度の放射線で遺伝子が破壊されても、遺伝子というのは修復されるんですね。どのぐらいの量だったら若干の破壊が起こるか、どこまでいったら破壊が不可逆になるか。ちなみに、がんの治療で使う放射線だって 1 万ミリシーベルトですから。1 万です。ですから、そういう量的なことがわからないんですね。さらに  $\alpha$  線、 $\beta$  線、 $\gamma$  線、この放射線の違いも大抵の福島県民はわからない。文科大臣に、全国で出してくれということをやいぶん言ってきたんですけども、多少効果はありました。2 年前、大学入試に出してくれました。高校入試は県の問題だと逃げるんですけどもね。だとしたら、福島県も真剣に考えてもらいたい。このことが、私は福島県の子どもたちの心の傷になって残っていくとしたら本当に悲し

い、そう思っています。ひとつの風評被害というか、そういうことになるので、これもやっぱり大事なことです。

やはり、地方創生といわれていますけれども、一番のテーマが持続可能な地域社会をどうやってつくっていくかと。その中のひとつの大きなテーマが所得ということになるんですね。さっきの結婚の話もそうなんですけれども、ちょっと問題を提起させてもらいました。

それから、所得をどうやって上げていくのか。福島県民の平均所得はどうか。例えば最低賃金の問題にもかかわってきます。東京一極集中をどうやって避けるかというときに、全国的に考えていかなければいけない問題なんです。災害のリスクも含めて、本県のいいところ、誰がなんといっても、やっぱり住みやすさの上で生活できる環境をつくっていくんだと、そういう方針も必要ではないかと思います。

この中によく書かれていました。そういうことも表現の中に入っているとは思いますが、私は放射能の問題についてと、それから医師偏在、特に産婦人科、それから出産までの合計特殊出生率と同時に完結出生力という概念があって、それがとても深い問題で、この地に足をつけてどうやって生活するかということに非常に関連していますので、御提言を併せて申し上げさせていただきます。

貴重な御意見をありがとうございました。事務局から。

ありがとうございます。非常に重く受け止めるとともに、恐らく、福島県という組織だけではなくて、全県民あるいは全国民が受け止めるべき課題なのかなというふうに思っています。今いただいたお話は、県庁のどこの組織で解決するという話ではなくて、総合力を発揮していかなければならないのかなと思っています。

特に、持続可能なということでしたわけですが、SDGsの中で貧困というのが言われています。その中で、例えば世界的にみると1日200円ぐらいで生活している人がたくさんいるという話がありますが、一方で日本はというと、相対貧困が非常に高いという話もあるといわれています。そういったことと、今、立谷委員からお話をいただいたことなどをやはり総合的に考えていく必要があるのかなと思っています。

それから、医師偏在というのは、担当部局からフォローがあればと思いますが、もうひとつは放射能について、立谷委員のお話を伺ってきて、私は実は色々な方を連れて被災地域を案内しているのですが、その中でフランス人の方がおっしゃっていたんですね。沿岸部を歩きましたら、福島第一原発のそばまでお連れしたときに、「あの原発は何の原発だ」と言われたので、「福島第一原発だ」というふうに申し上げたら、「こんなに近くまで来ていいのか」という話をするんですね。「いやいや、ここはこれだけの空間線量だ」というふうにお示しして、「かなり低いでしょう」というお話をしたんですが、「近づいたらがんになるんじゃないか」という話をするんですね。「いや、がんには…」、さっき立谷委員がおっしゃったように、「こういうふうにするとがんになる可能性があるといわれている」

岩崎会長  
復興・総合計画課長

という話をして、「よくわかった」と、そういう話がありました。基本的な理解というのは非常に大変大切だと。特に原子力立国であるフランスでさえそういう話があるということに私も驚いていたのですが、そういう理解を深めていくというのが、先ほど教育でもやっていくとありましたが、教育の分野だけではなくて、これもやはり県としては総合力が試されるというようなところがあるんだろうなというふうに思っております。

立谷委員のほうからございましたように、委員の皆様の中でもお話しいただくような話なのかなと思いますので、ぜひまた御意見などいただけたらと考えております。それから、部局のほうで医師偏在関連とかフォローしていただければと思います。

保健福祉部

保健福祉部でございます。県内の医師、特に産科医、小児科医の不足というのは非常に重要な問題ということで取り組んでいるところであります。今、県ではそれぞれの関係機関の役割分担ということで、なんとか対応している状況でして、ここを対応するとともに、県立医大のほうにふくしま子ども・女性医療支援センターというものを開設しておりまして、そちらと連携しながら、産科医、小児科医の養成というものに取り組んでいるところであるとともに、引き続き委員の意見を参考にしながら取り組んでまいりたいと思います。

岩崎会長

ありがとうございました。

委員の皆様からほかにはいかがでしょうか。伊藤委員、お願いします。

伊藤委員

伊藤です。先ほど立谷委員からお話があったので、せっかくですのでこの件と、あと教育の件の2つ、お話しさせていただければと思います。

立谷委員のおっしゃることはだいたいもっともだと思うところがたくさんありました。ただ私、皆さんにお会いしない間に無事子どもができて、皆さんにお会いしない間に生まれてしまったんですけれども、なので、結婚しないで子どもを産んでいったい何が悪いんだみたいな思いもひとつはあるんですが、それはそれとして、産婦人科、私は不妊治療の頃から5つの産婦人科めぐりをする羽目になって、最終的に産んだところが、今度は臍帯血ができないとか。将来、白血病に備えて臍帯血をやろうと思っていたんですけれども、それはできないと言われて。6つ目の産婦人科は、ぎりぎりだったのもあってへとへとでやめたんですが、臍帯血は諦めるという選択をしました。その中で、出産をするにあたって、やはり産婦人科の皆さん、助産師さんとかも含めて、すごく忙しそうで、医師不足を実感しましたし、臍帯血はここではやらない病院だったんですけれども、「やらないよ」と言われるのは、そんなことに構っている暇はないということなんだろうなということで、医師不足とか医療関係の不足というのは、そういう一つ一つの医療の選択肢が削られていくということなんだなというのを実感して、それで質問のほうでも、医師不足ってそこに住んでいる人たちの医療の選択肢が一つ一つ削られていくということなので、やはり、ここをもっと力を入れてやらないといけないんだろうなということを実感して意見にも入れさせていただきました。大変なことだと思うんですけれども、やっぱり改めて医師不足にしっかりと対応してもらいたいなということを思った次第です。そこが1点です。

2つ目は、教育のほうでちょっと気になったことがあったので確認したいなと思ったんですが、資料の評価調書のほうの資料では、主に平均学力の状況とか、学力に関して取り扱っていて、これは去年の評価調書でも、目指すところと学力に偏った評価がなんかしっくりこないのではないかなというふうに思ったんですね。学力のことしか評価調書のほうでは書かれていないので。ただ、ほかの資料とかを見ると、総合計画、委員からの意見に対する県の対応を見ると、A Iとか、「一人一人の個性に対応する」という言葉が書いてあるので、そういうことに対する取組もされているんだろうとは思いますが、やっぱりメインのところは学力、しかも平均的な学力をずらずら書いているのと、一人一人の個性を伸ばすとかいうところとは、言うなれば逆のことなんじゃないかなと思っていて、やはり、将来性を見ると、私も最近、教育場を、会社とかに関わり始めたことがあって。そうすると、小中学生でA Iを使って機械学習をやらせてみよう、A Iを育てようというような学びの場、それも楽しい感じで、自分でキャラクターをつくったりしてA Iを育てようというのを小中学生でやっているのに対して、平均的な学力という、そういうわりと昔からの国語と数学の学力を中心とした学びの指標を使っているのはかなり差があるなと思って、ある意味ではちょっとがっかりする部分でもあるので、できれば、両方できるに越したことはないと思うんですけども、方向性としてかなりぶれているところがあるんじゃないかなと思うところがありますので、どういう方向を目指していくのか。学力を頑張る、さらにA Iもというのもできるのであれば、それに越したことはないんですが、何かぶれているような、両方どっちつかずでやっていく、もしくは学力がやはりメインでやっているのかなみたいなのところもあったので、そこら辺をもっと整理されたりとか、どういう方向性を考えていらっしゃるのかというのを聞きたいなと思いました。

以上です。

岩崎会長

ありがとうございました。今、2点質問がありましたが、事務局からお願いいたします。

復興・総合計画課長

あとで先ほどの医師不足の関係は関係部局のほうからフォローしてもらいたいと思いますが、教育の問題ですが、実は、さきほどの資料4の2ページ目にも酒井委員から事前に意見をいただいていることもあって、やはり、いろいろ教育は非常に幅広い視点があるのかなと思っています。多様性というのは非常に重要だということと、やはり、そのバランス、調和というものが重要だということなのかなと思っています。この辺、教育委員会の方から何かあればフォローしてもらいたいと思います。

教育庁

教育庁の本田と申します。いつもお世話になっております。本県におきましても、県の総合計画の改定に伴いまして、今現在、総合教育計画の改定作業を行っているところでございます。

今現在の学習指導要領に基づきまして、学力につきましては幅広い理念を定めまして、「生き抜く力」というものについても伸ばしていきたいなというふうに考えて、捉えておるところでございます。それから、学力向上も本県におきまし

ては非常に喫緊の課題と捉えておるところでございます。また、それぞれ児童生徒の個性を伸ばしていくということについても、今後とも重要な課題と捉えておりますので、そういった方向性のほうを併せて総合計画に盛り込みたいと考えておりますので、今後とも御指導のほどよろしく願いたいと思います。

以上でございます。

復興・総合計画課長  
保健福祉部

医師不足で何か付け加えることはありますか。

保健福祉部でございます。これまで県立医科大学の定員枠増をはじめ、修学資金の対応等により医師確保に取り組んできたところでありまして、ほんのわずかではありますが、10万人当たりの医師数は増加している状況にあります。引き続き保健福祉部としましては、考えられる医師確保のための施策を講じていながら医師確保に努めていきたいと思っております。

立谷委員

さっき私が問題提起したことですけれども、医師不足の全体的な絶対数の解消と産婦人科のお産ができる先生を確保するというのとは一緒ではないんですね。大学病院は、お産の年間2,000例に対して医者3人を派遣してチームでやらせるということを議論しています。これは何かというと、十何年前にあった大野病院事件の影響です。ですから、2人でもいいのではないかと思うんですけども、それはリスクが高すぎるという判断ですね。したがって地域の中の一極集中が起きているんだと。産婦人科は開業医の先生がもうちょっと増えてくるといいですね。インセンティブの問題です。

それから、医師不足についても今ちょっと心配なことがあるんですが、地域枠として、現在45人、毎年定員を増やして入学してもらっているんですね。これをだんだんなくそうという動きになっています。これは反対していかないといけない。産婦人科に限ったことではないですが。実は明日地域医療に関する国と地方の協議というのに私は出てきます。そこで明確にこの問題を申し上げなければいけないなと思っておりますけれども、やっぱり大学の地域枠の定数というのはある程度変動させることができますから。医者というのは西高東低で西のほうに多いんです。これを是正するような方向にもっていかなければいけないだろうと思うんですね。これは県だけではなくて全体的なテーマとして努力しなくてはならないことだと思っておりますので。

それから、ここでこんなことを言うのはなんですが、教育の学校施設整備に関して、もし何かあったら話していただきたい。実は私、学校施設整備促進協議会の会長として、これから文科省相手にいろいろお話し申し上げる。これは県の教育の方向と極めて近いような話でやっているんですね。例えばGIGAスクールの問題ですとか、あとはクーラーの問題ですとか、強靱化、それから和式トイレの解消、それから給食室のドライシステム等々の問題が、今、問題視されていると思うんですけども、本県の、県のほうの指導でずいぶん進んできたような気がします。特に少人数学級等については、だいぶ議論になってきました。だいぶ進んだような気がします。こういうところも、本県にほとんどないような気がするんですけども、やっぱり県内の力を結集しながら、教育の置かれた環境を良くしていく、質を上げていく、そういうことをみんなの力でやっていく必要が

岩崎会長  
菅野委員

あろうかと思っています。

そんなことで、何か県で問題になっていることがありましたら、県からも行くでしょうし、私はうちのほうの市長会の立場なので、いろいろと申し上げていきたいと思っていますので、連携してやっていきたいなど。

ありがとうございました。よろしいですか。

参考資料1の1枚目の裏ですかね。私は農業関連のほうが中心でございますので、若干、お話をさせていただきたいと思うのですが、各委員からもいろいろな施策ということで、そこに今、農地なり森林を含めて、福島県でもやはり原発事故以後、非常に県土が荒れているというふうな状況が、結果として今年の台風19号の阿武隈流域を含めた水害等々、非常にたくさん、皆さん、大きな被害を及ぼされたのではないかとこのように考えています。

そういう意味では、改めて国土保全をどう進めていくのかということと同時に、農業の担い手の育成という、報道関係では204人ですかね、まだ新規就農ということ。ただ、新規就農の概念も今は変わっておりまして、いわゆる農業法人に就職といいますか、いわゆる従業員ですよね、そういう方も新規就農的な取り扱いをするものですから、本当に定着としてどうなのかというふうな部分とか、そういうふうに考えるときに、私は目標として年間500人前後、今、福島県の耕地面積が13万9,000ヘクタールくらいですから、仮に、単純にですよ、極めて計算上でいけば1人10ヘクタール前後、これは園芸農家とか水稲とかいろんな区分によって違いますけれども、そう考えたときに、毎年、500人ぐらいの若い人たちを育てなくてはいかんという。もっとそういう意味では明確な、なんとなく結果として200人が出てきたのではなくて、そういうこと。

それから、福島県の本当に目指そうとしている姿って何なのと。どこの県でもそうだと思うんですけども、住みよい地域とか、活力ある地域とか、それから持続可能な地域とか、みんなそう思っているわけですよ、47都道府県が。その中でも福島がもっと具体的に県民に、そしてまた多くの方々に納得いただけるように、「俺たちの県はこういう県を目指しているよね」「俺たちの暮らしはこうなるよね」というふうな、県が具体的に構築されなくてはいけないのかなと。それは、最後、人の問題と災害とをうまく結びつけながら、そして、全体の福島県の持つよさ、それも我々が、県民がすべてなんとなく誇れる福島県というものを、あまり多くの項目は要らない、本当に文字数からすれば15字から20字ぐらいのところで「俺たちが目指す県というのはこんなもんやな」というところをきちんと組み立てる、それが次期計画に対しての大きなベースなんだろうというふうに考えていますので、今、いろんな問題を含めて、もう一度やっぱりダイナミックに構築をしていく。そして、県民一人一人が、農業者もそうだし、商業者も工業者も育てていく、我々が育てた国というか、県内の一次産業、二次産業、三次産業だというふうな、そういう意識みたいなものを醸成できるような、そういう枠組みが必要なのではないのかなというふうに感じましたので、ちょっと感じたところだけ申し上げました。

復興・総合計画課長

事務局のほうからです。ありがとうございました。農業の実情のところについて

は農林水産部のほうでフォローしていただくとしまして、非常に重要な御指摘というふうに思っております。やはり、今、たぶん物事をひとつの側面からだけ見てしまうと間違えるなということだと思っております、恐らく、今、菅野委員からお話がありましたとおり、人であったり、あるいは別な側面から見れば暮らしにつながる、あるいは、もっと違う側面から見れば仕事につながるということだったと思っております。そして、人とか、あるいは暮らし、仕事、こういったものが社会全体を構成しているのだと思いますので、それが調和がとれていくというところが非常に大事になってくるのかなというふうに思っております。

今、菅野委員からいただきました御意見は非常に重要だと思っておりますので、次期計画の策定のところでいろいろとまた考えていきたいと。また、短い言葉でというのも非常に重要だと思っておりますので、そちらのほうもぜひ考えてまいりたいというふうに思っております。農林水産部のほうからフォローはございますか。

農林水産部

農林水産部でございます。多様な担い手の確保というのは極めて重要だと考えております。雇用就農に限らず、地域の核となる担い手を確保していくと。6年連続200人を突破しましたが、お隣の山形県を見ると300人以上の新規就農がいるということで、まだまだこの数は増やしていかなければと思っております。そのために、農林水産業としては、農業はしっかり所得が確保できるんだと、職業として選んでいいんだということを明確に示すことが大事だと思っております、所得をしっかり稼いでいける農林水産業というのを目標にして次期計画などの策定に生かしていきたいと考えております。

以上です。

岩崎会長

ありがとうございました。すみません、時間がやや押していますが、さっきお一人、手を挙げていらっしゃいましたよね。すみません。前澤委員、お願いできますか。

前澤委員

いわき緊急サポートセンターで子育て支援をしている前澤と申します。先ほどからたくさん、多岐にわたる問題点や課題をお伺いして、なかなか自分の現場のことを言いにくいなと思っております。

まず、子育てを応援しておりますが、出産の場では、今、コロナのことがあって、陣痛が特に進まないとなかなか病院で受け入れてもらえない状況です。それから、立ち会い分娩といって、旦那さんが出産に立ち会って励ましながら安心して出産するという場を奪われております。そんな中、病院も疲弊しておりますし、専門の医療関係者も疲弊しております。患者さんとか、そういった出産されたい方が頼りたいといったときに、現場が落ち着きがなくて大変なものですから、当分は地域が助けなければいけないなと思って、私は365日対応でそういった方を電話で、状況が好転するまで寄り添う活動をしています。お医者様の疲れも見えますし、そういった不安な方に最後まで寄り添えないという環境にも、自分たちはもう少し頑張らなければと思っております。

子育て支援をしておりまして、仕事と育児の両立に悩むお母さんたちが多いことにびっくりしています。子どもを産んでかわいいなと思って、その子と一緒に過ごす時間とか成長を見守る楽しさよりも、経済的に追われていたり、なんとか

仕事をしなければということで、精神的に育児に集中していないときが多すぎるような気がします。例えば、子どもを産んで3カ月ぐらいは、お母さんは自分の体が戻っていくのがとても大切なのに、産んだらすぐにどこかに預かってもらって、早く働かなければと。それはたぶん家庭の中で経済的に苦しいのがありますけれども、世の中が、女性は出産して、働いて経済的にも生みだしてと、たくさんの方の期待を背負われているような状況だと思っています。

そういう状況はしかたのないことだと思うんですが、東日本大震災や原発問題、それから台風19号で、生活の場や環境を壊された人もだいぶいます。そしてコロナがやってきました。やはり、若い世代の人たちは混乱の中で暮らしています。そんなときに県のほうで、こういう方向でいきますという具体的なお示しをいただけたら安心なのと、それからNPOは見直されていますが、現場ではだいぶ資金問題、やりくりが難しく、NPOというのは地域課題を解決する、自主的にやるというのが自分たちのモットーでして、やりたいけれども資金がない。それから、人件費をもらえれば有償ボランティアでもいいという人がいるんですが、人件費もないし、有償ボランティアをする精神的な余裕もなく、なるべく自分の中で経済的に収入を得て落ち着きたいという希望が強すぎて、地域の助け合いというのがこのコロナによってだいぶ変わってきてしまいました。もう一度、県のほうで仕切り直して、「福島に住んでよかった」「ここに暮らして安心だ」「いいことがここにもある」とか、そういうふうに思わせるような取組を期待しています。

以上です。

岩崎会長

ありがとうございます。すみません。時間が押しておりますので、先ほど手を挙げられたお二人の方の質問を受けて、取りあえずここを締めたいと思うのですが、お二人の質問を頂戴して、あと事務局からまとめて、お願いします。

横田委員

今日、北海道のあるところが、農業のサポートをするために、行政がシェアハウスを建てて農業の方たちをサポートする人たちを受け入れるというのを始めたということのお話が出ていました。たぶん、今、新規就農も確かに頑張っておられると思うんですけども、たぶん、そこそこ限界なのかなと思っています。

現状として、農業って産地を維持しなければ売ることもできない買うこともできないので、産地維持ってすごく大変なんですけれども、今までとは違った新しい体制をとっていかないと維持できないだろうなというのを痛感しています。今後、全国に広がっていくと思うので、福島県もぜひそういうことを取り入れて、新しいことにもどんどんチャレンジしていただければなと思うのがひとつと、もうひとつありますが、尾瀬は結構本気で厳しいと思っています。これ以上入山者数が減ると環境維持もできないですし、日本一の湿原です。そこに面している福島県なので、ぜひ本気でこ入れしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員

県町村会長の佐藤です。先ほどの区域のお話があったんですけども、磐梯町も実は人口が減っている、どこの市町村も減っているんですけども、人口が減っているということで、いろんな取組としてワーケーションという取組ですと

か、短期間で実際に事業を呼んでくるですとか、そういった企業誘致活動なんかもしているのですが、その中で一番大切なのは何かといわれますと、仕事は今、ワーケーションできたりリモートできたりするので、教育だといわれています。そういう実際やっぱり子どもたちが短期間で教育を受けられる仕組みというのが非常に大事だったなというふうに思っています、流動性のある、いろいろなところから来ても教育を受けられる仕組みは非常に大事だったなと思っています、そういう流動性がある教育というものができないかということと、あと、今GIGAスクール構想でタブレットが入ってきているんですけども、やはり新しい教育の仕組み、ハードはありますが、やはりソフトというものでかなり難しい教育になってきているんじゃないかなと思っています。県として、どのようなソフトを共有化していくですとか、そういう人材をいかに、デジタル教育人材というんですけども、そういった人材をどう育てていくのかですとか、コロナ禍で、今後もしかするとそういったガラパゴスになる可能性がありますので、教育の継続計画、ECPというんですけども、そういったことをこういうふうに盛り込んでいく必要があるのではないかと考えておりますので、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

岩崎会長

復興・総合計画課長

では、以上の御質問に対してお願いします。

まず、前澤委員のほうからございましたお産の関係などについてですけれども、実は、これはこの審議会ではなくて、地域創生総合戦略有識者会議のほうからも同様なお話をいただいております。この辺を総合的にやっていく必要があるのだろうなど。とにかく子育て関係は、本当に単一部局で解決できる課題だけではなくて、やはり全庁挙げてという形になるというのがありますが、市町村とも連携をとりながらいうふうになっていくと思っていますので、その辺、次期計画に向けてもしっかりやっていくことになろうかなというふうに思っております。部局からもしフォローがあれば。

横田委員のほうからございました先進事例ということで、北海道のJAのお話をいただきました。非常に、今、いろんな多様性ということが求められている中で、いろんな地域でいろいろ実験的にというか、チャレンジがなされているというふうに思っています。「福島県って意外とまねするのが下手だよ」という話もあるんですが、やはり先進的なところも見ながら、まねしながら、先進的なところでうまくいっていないところ、あるいはうまくいっているところをちゃんと分析しながらということはあるのかなというふうに思っています、そこは農業分野に限らずということはあるのだろうなというふうに思っております。

尾瀬につきましては宝でございますので、この辺はしっかりやっていくことになろうと思うのですが、担当部局のほうからフォローがあればあとでお願いしたいと思います。

それから、佐藤委員からございました教育の関係ということですが、私もいろいろな方とお話ししていく中で、ワーケーション、地方はチャンスだというふうにいわれてはいますが、この前、とある東京都内の企業の方たちと話していたら、「ワーケーションとみんな言うけれども、なぜそこを選ぶか」という話に

なるんだよね」という話がされます。やはり、口を開いていけば入ってくるわけではなくて、選ばれるには選ばれるだけの理由がある。それは、ひとつやはり教育ということもあるのだろうなというふうに思っております。

同じような話が、これから沿岸部のほうでも福島イノベーション・コースト構想なども進めていくときには、やはりそういう教育というのが結構課題になってきているということもあろうかと思っておりますので、その辺は、単に教育分野というだけではなくて、全体のこととして取り組んでいかなければならないかなというふうに思っております。この辺、教育のほうからも何かフォローがあれば、お願いしたいというふうに思います。

では、まずは子育て、教育関係とか、何かありますでしょうか。大丈夫ですか。

こども未来局

こども未来局でございます。ただいま、委員のお話を聞いて、子育て支援の御苦労がひしひしと感じてまいりました。子育て支援については社会全体で取り組む必要がありますので、特に各市町村に、子育て世代包括支援センターを置いて、すべての妊産婦の皆さんの状況を継続的に把握をして、生まれたあともしっかりとフォローするというをやっていきたいと思っております。さらに社会全体のみならず、家族の中でもしっかりと協力をしていただくことが大事でありますので、イクメンセミナーなどを県内各地で行っておりますので、これらについて積極的に進めてまいろうと思っております。以上でございます。

文化スポーツ局

文化スポーツ局です。NPOの担当をしております。NPOの活動支援につきましてですが、国の交付金を活用しました、一部ではありますけれども、財政的な支援の枠組みもございまして、NPOの活動支援という分野ですので、必ずしも子育てのNPOにぴったりマッチしたというものでもございませぬけれども、そういった枠組みがございまして、また、県のほうから、中間支援NPOに委託をいたしましてNPOの相談窓口も設けておりますので、そういったところにお問い合わせをいただくということで活動の支援につながればということで進めております。

以上です。

復興・総合計画課長  
生活環境部

農林水産部は大丈夫ですね。では尾瀬の関係をお願いします。

生活環境部でございます。まさに横田委員もご指摘のとおり、尾瀬は地域の宝でございます。昨年の7月に環境省と合同で「ふくしまグリーン復興構想」ということで、尾瀬を始めまして、県内の国立国定公園をしっかりと地域の自然資源といたしまして、交流人口の拡大につなぐということで構想を策定いたしました。そして、また先日、8月には環境大臣と内堀知事の間で連携協力協定ということで締結がなされまして、その1番目の項目といたしまして、まさに「グリーン復興構想」の推進ということでございます。引き続き尾瀬を含めまして、この福島での魅力的な地域の資源をしっかりと磨き上げる、そんな取組を継続してまいります。

以上でございます。

復興・総合計画課長  
教育庁

教育のほう、ありますでしょうか。

教育庁でございます。佐藤委員御指摘の件でございます。ワーケーション、移

住・定住される方々につきましても、流動性のある教育が受けられるようにしていただきたいということ、G I G Aスクール構想ですけれども、今年度、小中学校におきまして、1人1台ずつのタブレット端末の配布が進んでいます。県立学校におきましても、文科省の補助等を受けながら、1人1台ずつの端末の整備は現在検討を進めているところでございます。佐藤委員が御指摘のデジタル教育人材育成につきまして、非常に重要な課題と捉えております。先ほどの流動性ある教育、それからデジタル教育人材の育成につきまして、そうした視点を強く認識しながら、今後の計画策定を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

岩崎会長

ありがとうございました。申し訳ありません。ほかにも御意見がある方がいらっしゃると思うのですが、やや時間が押しておりますので、このあとアナウンスであると思いますが、追加の御意見もまたメールで照会させていただく予定がございます。ぜひそこへまた、今日発言できなかった委員の皆様には御意見を賜ればと思います。申し訳ございません。ここで議事(1)の福島県総合計画の進行管理については以上とさせていただきます。

本日、皆様からいただきました御意見は、本審議会で見解書に取りまとめて、今後、知事への意見具申を行う予定です。意見書の取りまとめにつきましては、私のほうで意見書(案)を作成し、皆様に御意見を伺いたいと考えております。その上で最終的な取りまとめについては御一任いただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは意見書の取りまとめは11月中旬をめどに進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは先に進みまして、議事(2)新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子等についてに入りたいと思います。福島県国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会の第2回部会が2月18日に開催されました。本日は検討部会での検討内容について御報告をさせていただきます。それでは長林部会長、よろしくお願ひいたします。

長林部会長

長林でございます。2月18日、第2回国土利用計画・土地利用基本計画策定検討部会が開催されました。基本的な考え方を踏まえまして新しい計画の基本方針と骨子案について審議いたしました。その中で各委員から多くの意見が出ました。計画の基本方針、骨子となる部分で重要なポイントを御報告させていただきます。

お手元の資料5を御覧ください。これは委員の発言内容をまとめたものでございます。全体に大きくまとめまして4点ほどでございます。1点目は計画の構成についてでございます。これについては、SDGsの取組について計画で触れるべきというものでございまして、国土利用計画につきまして、県土の魅力づくり、活力、安全性、健康、持続可能性などに関わる視点についてSDGsの17の視点との関連を反映させるというものでございます。

2点目、複合災害からの復興に関しましては、IT技術の活用や福島イノベー

ション・コースト構想の展開が寄与しております。これがモデルとなり、また、除染、被災地の振興は原子力災害からの復興の手本となる教訓を与える、復興を支える土地利用のあり方が求められるという点でございました。

3点目は自然災害や防災・減災に対してです。福島県はあらゆる災害を経験しているのです、その経験を活力として、安全だと言えるように県土利用の選択と集中について検討するというものがございました。また、今年の東日本台風でございますが、これは計画規模を超えるような超過洪水といわれるものです。国は令和2年度より流域規模での治水と安全性の確保を目指す流域治水という概念を展開しております。これは既存の治水ダムやため池、遊水・治水ベルトの治水能力を生かして、都市部では貯留施設とか各戸貯留などへの安全性の向上を目指すものでございます。このハード対策に加えて、危険地域への土地利用規制などソフトの対策を行う、この流域治水という概念という取組の視点を入れていただきたいという点でございました。

さらに4点目でございますが、コンパクトシティは単に規模の縮小だけではなく、公共の利便性、商業、福祉、医療の確保を目指す土地利用のあり方を検討する。また、再生可能エネルギーは発電施設についての廃止後の環境負荷にならないように、これについても計画に記載すべきであるという点。その際、県土の7割を占める森林の利活用と里地里山に代表される自然的土地利用の保全についてもはっきりと計画に盛り込んでいくという御意見がございました。

次に資料6、新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子を御覧いただきたいと思っております。基本方針につきましては、前回の第3回の審議会で御承認いただきました。5つの基本的な考え方を踏まえた5項目、中心にあるアからオになります。これを計画の中心に据えるとともに、福島県国土利用計画・土地利用基本計画を統合することとして骨子を組み立てております。いずれも前回の第2回検討部会で審議し、承認しております。詳細につきましては、後ほど事務局から御説明させていただきます。

以上、主な意見、基本方針の骨子について御報告させていただきました。

長林部会長、ありがとうございました。

それでは、今回御報告いただきました検討部会の内容を踏まえまして、新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子について、事務局から説明をお願いします。

引き続きまして復興・総合計画課の佐藤から御説明申し上げます。

今、長林部会長からありました資料6についてでございます。この骨子につきましては、今、御説明がございましたように、既に検討部会のほうで御審議いただいたというようなことでございますので、本日は御報告に近い形となっております。

項目の大きな1番、横長になってはいますが、こちらが本計画の役割について記載していくものでございます。本計画は県土利用に関する基本的事項を定めるものでございまして、県土利用における行政上の指針、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等に基づく諸

岩崎会長

復興・総合計画課長

計画の基本となるものであるなど、計画の役割について記載していくものでございます。

項目 2、今のその下になりますけれども、県土利用の基本方針ということでここに書き込んでいくような形になります。さらに（１）から（４）ということで分かれておりますが、（１）につきましては県土利用の基本理念ということになります。限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じまして、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土の形成を目指すという観点から記載してまいるところでございます。（２）につきましては、県土利用をめぐる基本的条件の変化ということになります。それから（３）につきましては県土利用における課題について記載していくものでございます。（４）につきましては、先ほどの（２）及び（３）を踏まえまして、県土利用の基本的な考え方、基本方針として整理したものでございまして、計画の中心というふうになるものでございます。

先ほど長林部会長からありました５つの視点につきましては、前回審議会で御説明したものと変更しているものではございません。

それから項目 3、右上のほうになりますけれども、計画の実現に向けた措置について、ここは記載していくようなパートになります。複合災害からの復旧・復興の進展を踏まえつつ、県土のさらなる発展に向けて県土利用の基本的な考え方、基本方針みたいな形で、これを踏まえて県計画を実現するために必要な措置を講じるということでここに記載していくものでございます。（１）から（６）ということになっております。

それから項目 4、左下でございますが、県土の特性を踏まえた地域ごとの土地利用の基本方向について記載していくものでございます。新たな総合計画において策定されます 7 つの地域単位、地方振興局単位ですけれども、その地域別の主要施策を踏まえた土地利用の方向について、ここに記載していくということになります。

それから項目 5、真ん中下ですけれども、地域区分ごとの土地利用の原則について記載するものでございます。この項目につきましては、土地利用基本計画として定めることとされているものでございます。土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、それから自然保全地域の五地域について、それぞれ土地利用の原則に即して適正な土地利用を行うこととするものでございまして、五地域の区域設定はそれぞれ個別法による計画区域と同じ考え方としております。

最後に項目 6 でございますが、右下になります。五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針について、ここに記載していくものでございます。この項目につきましても、土地利用基本計画として定めることとされているものでございまして、五地域で重複している地域において、土地利用を優先順位、土地利用の誘導の方向、特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上の留意すべき基本事項等について記載していくものでございます。

骨子についての説明は以上となりますが、今後は先ほど部会長からも御報告い

ただきました部会の御意見等のほか、関係各課や市町村の意見を踏まえまして計画素案という形でまとめ、第3回の部会で御審議いただくということとしたいと考えております。

私のほうからは以上です。よろしくお願いいたします。

岩崎会長

ありがとうございました。資料6について御説明いただきました。それでは議事(2)の新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子等について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

川崎委員

福島大学の川崎です。国土利用計画というのはちょっととっつきにくい話題ですけれども、今回、御説明いただいたものに関して、直接的にどうというようなご意見はないんですが、参考までにということでもちょっとコメントをさせていただきます。

私、今年の7月から9月にかけて、原子力災害からの復興に関するアンケート調査というものを実施させていただきました。対象は福島県内の全59市町村。皆さん御存じのように、わが国の防災法制の中には市町村というものが復興を担う基本的な行政の主体というふうに位置づけられていて、福島原発災害からの復興にあたって、基本的な行政主体として、これまで10年にわたって復興に取り組んできたというようなことですが、その市町村が復興に関してどういうふうにお考えになっているかといったことを明らかにするためにやったものです。申し上げましたように、59市町村が対象で、回収は59市町村のすべてから回収することができました。

その中で。全部の質問は、ちょっと忘れてしまったのですが、20とか30ぐらい、自分としてかなり絞ったと思っているんですが、少しだけ結果を、若干、国土利用計画に関連するかなといったところを紹介させていただきますと、まず、問1が、「福島原発事故によって何らかの被害があなたの市町村で発生しましたか」というふうに聞くと、全部の市町村が「発生しました」と。

問2で、「その被害というのは、10年目を迎えた今、解消しましたか」というと、「解消していない」というのが100%です。1市町村だけ無回答があるんですけれども、回答していただいたところはすべて「まだ解消していません」という感じですよ。

では、解消していないというけれども、「どのぐらい復興の度合いが進展していますか」というふうに聞くと、これは、避難地域と中通りと会津。避難地域といっても立谷市長のところの相馬とか、いわきとか新地は中通りのほうに入れているんですけれども、大きく3つに分析してみますと顕著に違いが出ていて、避難地域についてはまだ10%とか20%だな、中通りについては40%から50%、会津については8割ぐらいという回答です。

というようなアンケートなんですけれども、最後に、「10年目を迎えた今、原子力災害からの復興に関して、今、どんな課題がありますか」という質問が入っています。全部で、私のほうで選択肢を30ぐらいざっと並べていて、「そのうち該当するものをすべて丸をつけてください」というふうにやりました。これも避難地域、あるいは浜中地域、あるいは会津地域で顕著に違うわけなんですけれども、

全部の合計、59市町村を合計したときに、ベスト3、皆さん、何だと思われませんか。渡部さん、ベスト3です。そうですね。放射線に関してなんですけれども、1位は、59市町村のうち課題が一番多かったのは「風評被害の払拭」ですね。これが8割です。2位と3位はほぼほぼ同じで、1つは「農地あるいは農業の回復・再生」です。これがだいたい6割いて、同じく6割が「林業・森林の再生」ということです。

これは塩谷先生とか岩崎先生なんかはマーケットをやられていると思うのでわかると思いますが、30も選択項目があると面倒くさくなって、最初のほうにある選択肢から選ぶということが、市町村の中にあったんじやないかと思うんですが、6割という実感としてはもっと多い市町村が課題として本来は考えているかなというふうな印象はありますけれども、いずれにせよ過半の市町村が「林業なり森林の再生」、あるいは「農地や森林の再生」というのが大きな課題だというふうに、原子力災害からの復興という文脈だけでもそういうふうに考えていらっしゃるということなんです。

そういうようなアンケート調査をやらせていただいたんですが、何が言いたいかという、直接的に今日御説明いただいたことだけではなくて、森林だとか農地というものは福島県の県土面積に非常に大きく、大部分を占めているわけです。私はもともとは都市計画で、本来、土地区分でいうと都市地域というところをずっと見ている職業なんですけれども、福島県の場合、都市地域というのは4分の1で、全国平均と同じぐらいなんです。それぐらいしかなくて、むしろ福島県の最大の魅力のひとつは、こういった森林だとか農地がいきいきと魅力的な場になること、先ほど横田委員のほうから尾瀬ということがありましたが、尾瀬という自然公園地域のほうに入ってくるのでちょっと違うんですが、いずれにしても、そういった自然をいかに再生していくかというのが原子力災害からの復興という文脈、あるいは地方創生もそうですし、いろんな方面で非常に大きな課題になってくるだろうなというふうに思っています。国土利用という、後ほど御説明があると思いますが、地域区分の量的な調整という話があり、それがまさに制度の趣旨なので、そういった面はありますが、むしろ質に目を向けて、50年なり10年間の間にそういった農地・森林をどうしていくのかということの国土利用、それから関係部局が連携して、適切に対応していただければというふうに思います。

直接的ではありませんが、そのように考えております。

岩崎会長

ありがとうございました。大変興味深いアンケート調査結果を御紹介いただきましたが、何か事務局からございますか。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。本当に興味深いというか、国土とか土地利用計画ではなくて、総合計画そのものにも関係するということで、非常に重要だなというふうに思っています。

今回、この新しい国土利用計画・土地利用基本計画につきまして、福島らしさというものをちゃんと出していこうというようなことになっております。これを個別の計画にしていくという中で、ありふれたものにしなくて、ちゃんと今の現

状、これからの課題対応を踏まえてやっていこうというふうなことを考えておりますので、ぜひこれから策定にあたってその辺を深めてまいりたいと思いますし、これは総合計画も連動させるということになりますので、まさに、先ほどの課題とも連動するといふふうに思っていますので、総合計画のほうでもきちんとそういうところを検討できるようにしていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

岩崎会長

その他、御意見は。

それでは、今回、事務局から説明がありました新たな福島県国土利用計画・土地利用基本計画の骨子を踏まえ、今後、策定作業を進めていくということで、策定部会で具体的な議論が進められていくということになります。事務局から説明があった考え方のもと、策定を進めていくということでよろしゅうございますか。

(異議なし)

岩崎会長

ありがとうございます。

それでは、続いて4の報告、福島県土地利用基本計画の一部変更について、事務局からお願いします。

復興・総合計画課長

ありがとうございます。これから資料7・8について御説明申し上げますが、その前に参考資料4を御覧いただきたいというふうに思います。

参考資料4、土地利用基本計画を変更する場合においてということで、一枚紙があると思いますけれども、通常は国土利用計画法、非常に難しいことになるのですけれども、第9条第10項の規定に基づきまして、あらかじめ同法第38条1項の本審議会での審議のほか、該当する市町村及び国土交通大臣の意見を聞いてということになるわけですけれども、今回のように森林地域の縮小に係る案件につきましても、表の左側の林地開発とかの流れのとおりですけれども、森林計画変更に関し先立って林地開発の許可がなされておりまして、開発行為完了を確認してから森林審議会を経て地域森林計画変更が行われているということになっております。制度上、本審議会では表の中の①でかけられることがありますので、後追いという形になっておりますことから、平成28年度に国の運用指針や他都道府県の状況なども踏まえて、従来諮問・答申案件ではなくて、御覧のような、右のほうにあります、会長専決報告案件に変更されたということでございます。

市町村長の意見につきましては、先ほどの資料7の3ページ目のところでございますが、市町村・国土審議会への意見聴取等の結果に記載してありますとおり、該当する南相馬市、浪江町、いわき市及び小野町からは「異議がない」ということを事前に承っております。なお、国土交通省の意見につきましては、現在、調整中ということになっております。

続きまして、今回の変更におけるポイントについて説明させていただきたいと思っております。資料7を御覧いただきたいというふうに思います。2ページ目を御覧ください。先ほどの御指摘のところですが、ここは南相馬市原町区、それから浪江町、いわき市、小野町の2地区の森林地域について、縮小する案件が計5件となっております。いずれも森林法に基づく林地開発の手続きが行われてお

り、開発の完了に伴い、当該区域や森林として整備・保全する必要がなくなったことを検査で確認できておりますので、土地利用基本計画図の変更を行うというものでございます。

続きまして、資料に沿って具体的に御説明させていただきます。前後しますけれども、1ページ目につきましては、五地域区分の変更概要ということになっております。今回は森林地域を122ヘクタール縮小するというものになっております。

では、2ページ目ということになりますが、整理番号1につきましては、南相馬市原町区下太田地区において、森林地域を14ヘクタール縮小するものであります。変更区分の重複状況は都市地域及び農業地域と重複しているということになっております。当該区域は平成25年に工場用地造成のため、林地開発の手続きが整い、今年3月に開発が完了したということになっております。

それから、整理番号2につきましては浪江町棚塩地区において森林地域を18ヘクタール縮小するものでございます。変更区分の重複状況は都市地域及び農業地域と重複となっております。当該区域は平成29年に産業団地造成のために林地開発の手続きが整い、今年3月に開発が完了しております。

整理番号3はいわき市遠野大平地区において森林地域を36ヘクタール縮小するというものでございます。この区分の重複状況は農業地域との重複となっております。当該地域は平成29年に太陽光発電事業のために森林法に基づく林地開発許可を受け、今年3月に開発が完了したというものでございます。

それから、整理番号4は小野町小野山神地区において森林地域を36ヘクタール縮小するものでございます。変更区分の重複状況は都市地域及び農業地域と重複しているところでございます。当該区域は平成29年に太陽光発電事業のため、森林法に基づく林地開発許可を受け、昨年10月に開発が完了したものでございます。

整理番号5は小野町南田原井地区において森林地域を18ヘクタール縮小するものでございます。変更区分の重複状況は農業地域との重複となっております。当該地域は平成29年に太陽光発電事業のため、森林法に基づく林地開発許可を受け、今年1月に開発が完了したものでございます。

それから個別にまた御説明しますが、資料8のほうを御覧ください。案件ごとに変更位置図、あるいは縮尺5万分の1の変更区域図、その他資料と航空写真を掲載しております。

まず、1ページ目をお開きいただきますと、1件目は南相馬市原町区下太田地区において森林地域を縮小するということですが、南相馬市が事業主体となって進めている工業用地造成工事になっております。4ページの航空写真を御覧いただきますと、その全体の内容が御覧のとおりですが、赤色の点線に囲まれる区域が事業区域の森林地域というふうになっております。真ん中に工業団地がありますが、その全体の区域ということになっております。

それから、個別案件2、浪江町の棚塩地区につきましてでございます。資料のほうは5ページということになりますが、棚塩地区において森林地域を縮小する案件であります。浪江町が事業主体となって進めている産業団地造成工事になっ

ております。8ページの航空写真を御覧いただきたいと思ひます。こちら、南相馬市の境界付近に産業団地が造成されております。この造成に伴い森林地域が縮小となっているものでございます。具体的には、福島水素エネルギー研究フィールドが立地しているところになっております。

続きまして、次の案件ですが、9ページ目をお開きいただきまして、これは、いわき市の遠野町大平地区になっておりまして、民間企業が太陽光発電施設の用地造成を行うものとなっております。12ページの航空写真を御覧いただきますと、開発後の航空写真となっておりますが、太陽光パネルが設置されている状況が御確認いただけるかと思ひます。なお、開発行為の森林面積約48ヘクタールのうち、太陽光施設利用地に關わる開発面積が36ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置しまして、緑化や景観に配慮されているということになっております。

続きまして13ページ目、小野町小野山神地区における民間企業の太陽光発電施設の用地造成を行ったものとなっております。16ページ目の航空写真を御覧いただきますと、開発後の航空写真となっておりますけれども、太陽光パネルが設置されているのが御確認いただけるかと思ひます。なお、開発行為の森林面積約49ヘクタールのうち、太陽光施設用地に係る開発面積は36ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮しているということになっております。

最後、5件目ですが、小野町南田原井地区の森林地域の縮小についてでございますが、民間企業が太陽光発電施設の用地造成を行ったものでございます。20ページの航空写真を御覧いただきますと、開発後の航空写真でございますが、太陽光パネルで発電されている状況が御確認いただけるかと思ひます。なお、開発行為の森林面積、約27ヘクタールのうち、太陽光施設に係る開発面積は18ヘクタールとなっております。残置森林や造成森林を適正に配置し、緑化や景観に配慮されているということになっております。

今後の手続きについてであります。参考資料4、先ほどの一枚紙に書いてありますとおりですが、今日、土地利用基本計画の、現在、②の報告となっておりますので、この後、③の国への意見聴取を行いまして土地利用基本計画の変更が決定されることとなります。なお、森林審議会につきましては12月に開催が予定されており、地域森林計画については森林審議会の審議を経て変更される見込みとなっております。

私のほうからは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。資料の7・8について説明がありました。今ほど説明がありました森林地域の縮小につきましては、ただいま御説明があったとおり、平成28年9月の審議会で本審議会長の専決とすることが承認されております。本日の御報告に際しまして、事務局から事前に御説明をいただき、私のほうで内容を確認したところ、特に手続き上の瑕疵もございませんでしたので、これを適当と認めたところでは、川崎委員。

では、川崎委員。

岩崎会長

川崎委員	<p>1点だけ、私が知らないだけかもしれないですが、太陽光が多いんですね。これは、国土法に基づく手続きとは別に、県の条例なり要綱で太陽光の設置にあたって協議したりという手続きは考えていないのでしょうか。福島県では、基本的な方針として、正確な言葉ではないですが、福島県内で消費するエネルギーは100%を再生可能エネルギーにするという、ちょっと忘れてしまったのですが、いずれにしても、再エネをもっと普及させようとしているわけですね。</p> <p>太陽光だけとは限らないと思いますけれども、これだけ大きなものがこれだけ出てくると、心配なのは、設置にあたってはいろいろ配慮されるんでしょうけれども、太陽光は、ちょっと私はあまり詳しくないからわからないですが、もつのが20年とか30年ぐらいですよ。そのあとをどうするかとか、撤去だとか、そのあとの維持管理とかを含めて協定なりを結んでおくだとか何かしないと、将来、もしかすると禍根を残すんじゃないかと思うんですね。ちょっとそのあたりで何か、一度、きちんとやっておけば、ほかに何かその条例やらで撤退しますとか、そういったことを全県的にやっているのかどうかということをお聞きしたい。</p>
復興・総合計画課長	<p>今、すぐには回答できないので、あとで文書で回答させていただきたいと思います。確かに今大規模に進めておりまして、2040年までに100%という話もありますので、進めていくことは確かですので、それについてはあとで御回答させていただきたいと思います。</p>
岩崎会長 長林部会長	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>長林でございます。今、川崎先生が御指摘された、こういう太陽光発電等の自然エネルギーの施設、私どもの部会におきましてはそれを非常に危惧しておりまして、やはり、こういう国土利用計画をつくる場合には、開発したときのそのあとですね、環境負荷が残らないような取組をしっかりとここで明記する必要があるだろうという意見がございまして、それをこの前、検討させていただいたということでございます。</p>
	<p>それでよろしいですか。私はもう1点、ちょっと御提案といえますか質問があるんですが、12ページのメガソーラーと16ページのメガソーラーになりますと、16ページのほうが明確に雨が降ったときの防災の調節池を担保して、12ページのほうは、これだけの大きいところで防災の調節池がわずかしは見当たらない。恐らくこれは法に則って造っていただくものですから。この防災調節池は、例えば森林であれば、雨が降ると全体で70%しか流出しないですね。こういうふうに関係すると100%が流出していく。先ほど総合治水のお話をしましたけれども、こういう防災池であると、ちゃんと流量の調節を図るような防災池のつくり方を。例えば、雨量が10ミリ以下であれば、ためないでそのまま流域に流していく、そして、10ミリを超えて20ミリ、30ミリと降った場合にたまるような流出口、これを指定すれば、設計すれば、しっかりしたものができますから、大雨災害時の調節機能を設けるような指導にすべきだと思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。</p>
森林保全課	<p>森林保全課でございます。今ほど委員の御指摘がありましたように、開発面積</p>

	<p>に応じまして調節機能、それは基準が定められておりまして、基準に基づいた施設の設置を指導しております。以上です。</p>
長林部会長	<p>それは全量を貯めるという発想になっているんですか。それとも流量の調節機能を持った流出口を設計して設置するという形になっているのか、その点はいかがですか。</p>
森林保全課	<p>流量に応じた流出口を設置してございます。</p>
長林部会長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
岩崎会長	<p>よろしゅうございますか。ありがとうございます。それでは先に進めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>次第5ですね。その他ですが、事務局から何かございますか。お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>1点目でございますが、先ほど岩崎会長からもお話がありましたとおり、進捗管理につきまして、追加の意見照会をさせていただきたいと思っております。後日、メールにて様式を添付させていただきますので、御意見等がありましたら事務局までよろしくお願いいたします。</p> <p>2点目、今後のスケジュールでございますが、次回の総合計画審議会の日程が決まり次第、改めて皆様にお伝えさせていただきますので、御出席をよろしくお願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
岩崎会長	<p>ありがとうございます。これで予定した議題はすべて終了いたしました。以上で本日の審議を終了いたします。議事の進行に御協力いただき、ありがとうございます。</p>
	<p>——閉 会——</p>
事務局	<p>本日は誠にありがとうございました。これをもちまして、第4回の福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>

(以 上)